
ふじみ野市内窓口支援システム構築・運用保守業
務委託
プロポーザル評価基準書

令和8年4月

ふじみ野市

目次

基本方針	1
優先交渉権者の候補者の選考方法	1
技術点・価格点の配分.....	1
技術点の採点方法.....	2
1.1 企画提案書の評価点	2
1.2 機能の評価点.....	2
1.3 デモンストレーションの評価点.....	2
1.4 プレゼンテーションの評価点.....	3
1.5 技術点.....	3
価格点の採点方法.....	4
1.6 提案価格の評価点.....	4
総合評価点の算出.....	4

基本方針

- ・ 最も優れた業務機能を、安定して供給できる事業者を選定する。
- ・ 既存システムに影響されず、公平かつ客観的に選定する。

優先交渉権者の候補者の選考方法

- (1) 公募型プロポーザル方式による企画提案で行う。
- (2) ふじみ野市に「ふじみ野市窓口支援システム構築・運用保守業務委託プロポーザル選定委員会」(以下、「選定委員会」という。)を設置し、調達方法、評価点の算出方法を決定する。
- (3) 企画提案書及び個別業務機能の評価点の合計により、上位 3 者程度を決定する。(1 次審査)
- (4) 1 次審査の上位 3 者程度により、デモンストレーション、プレゼンテーション及び価格評価を行う。(2 次審査)
- (5) 優先交渉権者の候補者の選考については、提案要求事項に基づく提案内容から評価する技術点、提案価格から評価する価格点を指標として、技術点、価格点の合計点が最も高い者に決定する。最高得点者が 2 者以上あった場合は、提案価格評価点、企画提案書評価点、デモンストレーション評価点、プレゼンテーション評価点、機能評価点を順番に比較し、得点に差がついた時点で高得点者を候補者に決定する。
- (6) 次点の候補者も決定する。
- (7) 以下の条件を満たすことを前提とする。
 - ・ 提案価格が「提案限度額」の範囲内であること。
 - ・ 履行期間内で作業スケジュールが組まれていること。
 - ・ 最低基準点は 600 点とし、提案者の得点が最低基準点を上回ること。

技術点・価格点の配分

点数については、合計 1,000 点満点とし、得点配分については以下のとおりとする。

審査	項目	評価項目	配点
1 次	技術点	企画提案書評価点	300 点
		機能評価点	100 点
2 次		デモンストレーション評価点	300 点
		プレゼンテーション評価点	100 点
	価格点	提案価格評価点	200 点
合計			1,000 点

技術点の採点方法

1.1 企画提案書の評価点

企画提案書の評価にあたり、以下に記す 4 段階の判断基準、評価対象事項と配点を設定し、評価を行う。

(1) 採点と判断基準

評価	判断基準
◎	指定した提案内容・仕様・機能に創意工夫があり、効果的な内容である。
○	指定した提案内容・仕様・機能は平均的な内容である。
△	指定した提案内容・仕様・機能は乏しい内容で劣っている。
×	指定した提案内容・仕様・機能について記載がない。

(2) 評価対象事項と配点

評価対象事項	配点
1.全体像	60 40 点
2.プロジェクト管理	30 20 点
3.業務システム（窓口支援システム）	60 40 点
4.システム構築全般	15 10 点
5.構築工程	75 50 点
6.運用・保守工程	30 20 点
7.研修工程	15 10 点
8.オプション提案	15 10 点
合計	300 200 点

1.2 機能の評価点

機能の評価にあたり、以下に記す基礎点、採点と判断基準を設定し、評価を行う。

基礎点は、30 点を最大として付与し、機能要件対応表の必須項目における「×」の個数が 1 個につき 5 点減点、「×」の個数が 6 個以上は 0 点とする。

1.3 デモンストレーションの評価点

デモンストレーションの評価は、システム機能（基礎点と機能加点）と操作性で評価を行い、その得点配分は以下のとおりとする。

デモンストレーション評価	配点
システムの機能（基礎点）	150 点
システムの機能（機能加点）	100 点
システムの操作性	50 点

システム機能（基礎点）の判断根拠については、以下を基準とする。デモンストレーションによる機能確認がすべて要求どおりの場合は、満点の 150 点を付与する。要求機能に乖離がある場合は、全体の乖離度により 150 点から減点する。

システム機能（機能加点）の判断根拠については、以下を基準とする。

評価	判断基準
◎	一連の作業が簡潔するまでの所要時間が少ない、画面遷移が少ない、必須の入力項目が少ない等の機能面で非常に優れている。
○	一連の作業が簡潔するまでの所要時間が少ない、画面遷移が少ない、必須の入力項目が少ない等の機能面で優れている。
△	平均的な機能である。

システム操作性評価の判断根拠については、以下を基準とする。

評価	判断基準
◎	画面の見易さ、操作のし易さ等において非常に使いやすく優れている。
○	画面の見易さ、操作のし易さ等において使いやすい。
□	画面の見易さ、操作のし易さ等は標準的である。
△	画面の見易さ、操作のし易さ等においてやや使いにくい。
×	画面の見易さ、操作のし易さ等において非常に使いにくく劣っている。

1.4 プレゼンテーションの評価点

プレゼンテーションの評価は、以下に記す判断基準を設定し、評価を行う。配点は 100 点とする。

評価の判断根拠については以下を基準とする。

評価	判断基準
○	下記の基準を満たしていること。 ・提案書の内容についての説明が理解しやすく、提案書に沿った説明となっている。 ・質疑応答の対応は十分満足できる。 ・提案書の内容と異なる説明や矛盾した説明をしていない。 ・プロジェクトマネージャが説明を実施している。
△	上記の基準を満たしていない。
×	上記の基準を著しく満たしていない。

1.5 技術点

技術点は企画提案書評価点と機能評価点、デモンストレーション評価点、プレゼンテーション評価点を合算して算出する。

価格点の採点方法

1.6 提案価格の評価点

提案価格評価点については、市が用意する計算式を用いて算出する。また、常識を逸脱した低提案価格の場合は、採点の対象としない場合もある。

総合評価点の算出

技術点及び価格点を合算し、総合評価点を算出する。

「総合評価点」			
=	「技術点」	+	「価格点」

以上